

福島県産水産物競争力強化支援事業実施要領

福島県産水産物競争力強化支援事業については、福島県産水産物競争力強化支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

第1 事業の目的

本事業は、水産加工原料確保のための取組や、福島県産水産物の高付加価値化や販売促進の取組を支援することを目的として、水産関係団体及び水産加工流通業者等が実施する、水産加工原料確保のための取組や、第三者による認証制度の活用や高鮮度出荷などといった、福島県産水産物に特徴を持たせ競争力とブランド力を強化するための取組を支援する。

第2 事業の対象

1 事業の内容

(1) 認証審査及び取得支援事業

水産関係団体及び水産加工流通業者等が第三者認証を取得又は維持（以下「取得」という。）するための費用、研修等を支援する。

(2) ブランド化戦略推進支援事業

水産関係団体等が行う福島県産水産物の価格向上のためのブランド化に向けた取組を支援する。

(3) 高付加価値・ブランド化水産物流通拡大実証支援事業

水産関係団体等ががんばる漁業復興計画等と連動し、ブランド強化による価格向上及び流通拡大に係る実証試験の実施を支援する。

(4) 高付加価値・ブランド化機器等整備支援事業

(3)の実証試験に取り組む水産関係団体が県産水産物のブランド力を強化して流通させるために必要な設備・機器等の整備を支援する。

(5) 水産物PRイベント開催支援事業

水産関係団体等が福島県産水産物の美味しさや安全性について、県内外の消費者に理解を深めてもらうため、水産市場等でお魚フェスティバル等のイベントを開催する取組や主に地元の消費拡大を目的とした直売会、料理講習会等を開催する取組を支援する。

(6) 認証・ブランド水産物等流通支援事業

ア 水産関係団体及び水産加工流通業者等が行う第三者認証や高鮮度化などにより付加価値を高めたブラ

ンド水産物等の流通及び「ブランド水産物等販路確保事業」により県が設置する量販店等の販売コーナーへの出荷を支援する。

イ 水産関係団体が県産水産物の供給ルートを開拓するため、民間の社員食堂（以下「社食」という。）をターゲットに、企業向け商談や社食メニュー開発、有名料理人を起用した広報、PR、供給時の輸送・包装資材等の費用を支援する。

(7) 水産加工原料等安定確保支援事業

水産関係団体等が水産加工原料等の安定確保に取り組むための費用を支援する。

2 事業実施主体

各事業の事業主体は別表のとおりとする。

3 事業対象となる経費

(1) 1の(1)の取組に係る対象経費は、第三者認証を取得するための審査に要する経費（審査費用、事業委託費、旅費、通信運搬費等）、認証制度に関する研修等に要する経費（旅費、謝金、会場借上料等）とする。

(2) 1の(2)の取組に係る対象経費は、県産水産物のブランド力を高める戦略等の策定に要する経費（調査委託費、会議開催費、旅費、謝金、事務費等）とする。

(3) 1の(3)の取組に係る対象経費は、県産水産物の高付加価値化、ブランド強化による価格向上及び流通拡大に係る実証試験の実施に要する経費（試験資材費、試験委託費、分析委託費、賃金、会議開催費、会場・機器借上料、ウェブサイト作成・維持費、旅費、謝金、事務費等）とする。

(4) 1の(4)の取組に係る対象経費は、(3)の実証試験に取り組む水産関係団体等が県産水産物のブランド力を強化して流通させるために必要な設備、機器等（冷海水装置、製氷機、FRP水槽、冷蔵庫、保冷トラック等及び福島県知事がブランド強化に有効と認めた機器）の整備費とする。

(5) 1の(5)の取組に係る対象経費は、県産水産物の美味しさや安全性をPRし、理解を深めるためのイベント等の開催や地元消費拡大のための直売会等の魚食普及活動等に要する経費（会場借料、会場設営費、広告代、イベント運営費（出展者調整、消耗資材費、イベント補助員費、事務費等）等）とする。

(6) 1の(6)の取組に係る対象経費のうち、

アは、第三者認証や高鮮度化などにより付加価値を高めたブランド水産物等の流通に要する経費（梱包資材費、エ

コラベル等の印刷費及び使用料、PRチラシの作成・印刷費等)及び「ブランド水産物等販路確保事業※」により県が設置する量販店等販売コーナーへ出荷するための経費(輸送費、販売活動旅費、集荷作業補助員費、箱代等)とする。

イは、県産水産物の供給ルートを開拓するため、社食をターゲットにした流通拡大、広報・PRに要する経費(広報・PR費、企業訪問等活動旅費、社食用食品輸送・梱包費、社食用メニュー開発費等)とする。

※県が首都圏等の量販店へ県産水産物の対面販売を行う常設販売コーナーを設置する委託事業を指す。

- (7) 1の(7)の取組に係る対象経費は、水産加工原料等の安定確保取組(遠隔地からの原料確保、原料変更、活餌確保、被災地が作り出す復興事業)に要する経費とする。

4 事業の実施期間

本事業の実施期間は単年度とする。

第3 事業実施の手続き

1 事業実施計画の承認等

- (1) 第2の1の(1)、(2)、(5)、(6)の事業を実施する事業実施主体は、実施計画承認申請書(別記様式1-1)及び事業実施計画書(別記様式2)を作成し、福島県水産事務所長(以下「所長」という。)に提出する。

第2の1の(3)、(4)、(7)の事業を実施する事業実施主体は、実施計画承認申請書(別記様式1-2)及び事業実施計画書(別記様式2)を作成し、福島県農林水産部長(以下「部長」という。)に提出する。

- (2) 所長は、事業実施計画の審査を行い、適当と認められるときは、当該実施計画承認申請書及び事業実施計画書の写しを部長に提出する。

- (3) 所長は、事業実施主体に対して、事業実施計画の承認を行うとともに、承認結果を別記様式3-1により通知する。

部長は、事業実施主体に対して、事業実施計画の承認を行うとともに、承認結果を別記様式3-2により通知する。

- (4) 部長または所長の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱第3条に定める申請をすることができる。

2 事業実施計画の変更

事業実施主体は、交付要綱第6条により変更承認申請を行う場合には、事業変更計画書の別記様式4-1は所長に、別

記様式４－２は部長に提出し、承認を受けなければならない。これに対する通知は、第３の１の（４）に準じるものとする。

３ 概算払い

事業実施主体は、交付要綱第８条により概算払い請求を行う場合は、概算払い理由書（別記様式５）を併せて提出するものとする。

４ 実績報告

事業実施主体は、交付要綱第１０条に定める実績報告を行う場合は、以下の書類を併せて提出するものとする。

ア 支出を証明する書類（領収証）の写し

イ 取組の概要がわかる写真

ウ 機器等を導入した場合は、機器のカタログ等の概要がわかるもの、設置状況の写真、管理台帳等

５ 事業の委託

事業実施主体は、他の民間団体等に本事業の一部を委託して実施する場合には、事業実施計画書（別記様式２）「（３）事業の概要」の備考欄に記載するものとする。

第４ 事業の指導

部長または所長は、本事業を円滑かつ適正に実施するために、事業主体に対して指導を行うものとする。

第５ その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- １ この要領は、平成２９年４月１日から施行する。
- ２ この要領は、平成３０年４月２日から施行する。
- ３ この要領は、平成３１年４月１日から施行する。
- ４ この要領は、令和２年３月１３日から施行する。
- ５ この要領は、令和３年３月２３日から施行する。
- ６ この要領は、令和３年４月１日から施行する。
- ７ この要領は、令和４年３月３０日から施行する。
- ８ この要領は、令和８年４月１３日から施行する。

別表

事業区分	事業実施主体
(1) 認証審査及び取得支援事業	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、事業協同組合、水産加工流通業者等
(2) ブランド化戦略推進支援事業	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、事業協同組合等
(3) 高付加価値・ブランド化水産物流通拡大実証支援事業	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、事業協同組合等
(4) 高付加価値・ブランド化機器等整備支援事業	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、事業協同組合
(5) 水産物 PR イベント開催支援事業	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、事業協同組合等
(6) 認証・ブランド水産物等流通支援事業	<p>ア 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、事業協同組合、水産加工流通業者等 ただし、「ブランド水産物等販路確保事業※」により県が設置する量販店等販売コーナーへ出荷する場合は、水産関係団体に限るものとする。</p> <p>イ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、事業協同組合</p>
(7) 水産加工原料安定確保支援事業	流通・加工業を営む漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会

※県が首都圏等の量販店へ県産水産物の対面販売を行う常設販売コーナーを設置する委託事業を指す。

別記様式 1 - 1

福島県産水産物競争力強化支援事業実施計画承認申請書

年 月 日

福島県水産事務所長

住 所
団体名
代表者名

福島県産水産物競争力強化支援事業計画書(別記様式2)について承認を受けたいので、要領第3の規定により申請します。

本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

別記様式 1 - 2

福島県産水産物競争力強化支援事業実施計画承認申請書

年 月 日

福島県農林水産部長

住 所
団体名
代表者名

福島県産水産物競争力強化支援事業計画書(別記様式2)について承認を受けたいので、要領第3の規定により申請します。

本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

別記様式 2

福島県産水産物競争力強化支援事業実施計画書

年 月 日

住 所
 団体名
 代表者名

1 総括表

事業区分	事業費 円	負担区分		備考
		国庫補助金 円	その他 円	
合 計				

2 事業の目的

--

3 成果目標

事業区分	目標値

4 事業区分

事業区分	主な取組内容	経費 円	備考
		合計	

(注) 他の機関に対して委託を行う場合は、当該機関名を備考欄に記入すること。

5 事業の着手予定年月日及び完了予定年月日

着手予定年月日
 完了予定年月日

別記様式 3 - 1

福島県産水産物競争力強化支援事業計画（変更）承認（不承認）通知書

水産第 号
年 月 日

様

福島県水産事務所長

年 月 日付けで申請があったこのことについて承認します（しません）。

別記様式 3 - 2

福島県産水産物競争力強化支援事業計画（変更）承認（不承認）通知書

水産第 号
年 月 日

様

福島県農林水産部長

年 月 日付けで申請があったこのことについて承認します（しません）。

別記様式 4 - 1

福島県産水産物競争力強化支援事業変更計画承認申請書

年 月 日

福島県水産事務所長

住 所
団体名
(代表者)

福島県産水産物競争力強化支援事業実施要領（〇〇年〇月〇日付け〇第〇号）第3の2の規定に基づき、関係書類（注1）を添えて、変更の承認を申請する。

1 変更理由
注2

2 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

注1 関係書類として事業実施計画を添付すること。

注2 事業の変更理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。

別記様式 4 - 2

福島県産水産物競争力強化支援事業変更計画承認申請書

年 月 日

福島県農林水産部長

住 所
団体名
(代表者)

福島県産水産物競争力強化支援事業実施要領（〇〇年〇月〇日付け〇第〇号）第3の2の規定に基づき、関係書類（注1）を添えて、変更の承認を申請する。

1 変更理由
注2

2 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

注1 関係書類として事業実施計画を添付すること。

注2 事業の変更理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。

別記様式 5

概算払い理由書

年 月 日

事業名

1 概算払いを必要とする理由

2 概算払いの内容

事業費	円
交付額	円
受領済額	円
今回請求額	円
残高	円

3 資金運用計画

年月	収入（円）		支出（円）	残高（円）	備考
	補助金額	その他			
計					